見守り新鮮情報

製品に欠陥や不具合が見つかり、安全上の問題が生じるおそれがある場合に、事業者が製品の回収や修理、交換などの対応（いわゆる「**リコール**」）を実施することがあります。

リコール対象製品の**使用**により、火災やけがなどの重大な**事故**が発生しています。

●**自宅に対象製品がないかを確認し、事故を防ぎましょう。**

所有している製品がリコールにより回収や修理、交換などの対象になっていないか定期的に確認しましょう。

消費者庁のリコール情報サイトでは、事業者が実施したリコールの情報を、一元的に集約して提供しています。

消費者庁 リコール情報サイト
https://www.recall.caa.go.jp/

※上記サイトのメール配信サービスに登録すると、登録後にサイトで更新・新規登録されたリコール情報を受け取れます。

●**リコール対象製品と分かったらすぐに使用をやめましょう。**

所有している製品が、リコール対象だと分かったらすぐに使用をやめ、メーカーなどに**連絡**しましょう。

●**所有者登録サービスに登録しましょう。**

メーカー等が、所有者登録サービスを実施している場合があります。登録するとリコールなどの情報を受け取ることができます。



©Kurosaki Gen

事故を防ぐ！リコール情報を確認しましょう



ひとこと助言

●リコールを行っている事業者と連絡が取れないなど、困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第554号（2026年10月15日）発行：独立行政法人国民生活センター

豊中市立生活情報センターくらしかん

消費生活相談：０６－６８５８－５０７０